

田 や 第 531 号  
平成 30 年 8 月 29 日

各指定居宅介護支援事業所 開設者 様

田辺市長 真 砂 充 敏  
( 公 印 省 略 )

### 居宅介護支援における特定事業所集中減算について

平素は、当市の介護保険行政の推進につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年 4 月より居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移行されたところですが、田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町及びすさみ町に所在する指定居宅介護支援事業所におかれましては「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式」の提出先が指定権者である田辺市長になります。

当市における取扱いを別紙のとおりといたしますので、判定様式の提出等に遺漏のないようお願いいたします。

記

(平成 30 年度前期の判定結果の報告について)

※ 対象サービスの判定結果が 80% を超えた場合は提出してください。

- ・ 判定期間：平成 30 年 4 月 1 日～8 月末日
- ・ 提出書類：居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式
- ・ 提出期限：平成 30 年 9 月 18 日（火）
- ・ 提 出 先：田辺市やすらぎ対策課指導係
- ・ 提出部数：2 部（一部は控えとして返却します。）

〒 646-0028 田辺市高雄 1 丁目 23 番 1 号  
田辺市民総合センター内  
田辺市 やすらぎ対策課 指導係  
電話：0739-33-7033 F A X 0739-25-3994